

平成 30 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 AOI TYO Holdings 株式会社
代 表 者 代表取締役社長 中江 康人
(コード番号 3975 東証第一部)
問 合 せ 先 専務取締役 譲原 理
(TEL. 03-3779-8415)

業績連動型株式報酬制度の導入に伴う
第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 2 月 27 日付で公表した「株式給付信託(BBT=Board Benefit Trust)」(以下「本制度」とい
い、本制度に関しめずは信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づき設定される信託を「本信託」という。)の導入に伴い、本日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による自己株式の処分(以下「本自己株式処分」)を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1)	処 分 期 日	平成 30 年 5 月 31 日(木)
(2)	処分する株式の種類及び数	普通株式 144,400 株
(3)	処 分 価 額	1 株につき金 1,606 円
(4)	処 分 総 額	231,906,400 円
(5)	処 分 予 定 先	資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)
(6)	そ の 他	本自己株式の処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

2. 処分の目的及び理由

当社は、平成 30 年 2 月 27 日付で本制度の導入を公表し、その後、平成 30 年 3 月 28 日開催の第 1 期定時株主総会において、役員報酬として決議されました。(本制度の概要につきましては、平成 30 年 2 月 27 日付「業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照下さい。)

本自己株式処分は、本制度の運営に当たって当社株式の保有及び処分を行うため、資産管理サービス信託銀行株式会社(平成 27 年 9 月 1 日に株式会社 AOI Pro.が設定した信託(以下「承継前本信託」)の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受けている再信託受託者。)に設定されている信託E口に対し、第三者割当により自己株式を処分するものであります。なお、当社は処分期日において承継前本信託の委託者の地位の移転を受ける形で本信託を設定すること予定しています。

処分数量については、役員株式給付規程に基づき信託期間中に当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)及び当社の子会社(株式会社 AOI Pro.及び株式会社ティー・ワイ・オー)の取締役(業務非執行取締役を除く。以下、当社の取締役とあわせて「対象取締役」という。)に給付すると見込まれ

る株式数に相当するもの(平成30年12月末日で終了する事業年度から平成33年12月末日で終了する事業年度までの4事業年度分)であり、平成29年12月31日現在の発行済株式総数24,566,447株に対し0.59%(小数点第3位を四捨五入、平成29年12月31日現在の総議決権個数237,052個に対する割合0.61%)となります。

※信託契約の概要

信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)
信託の目的	役員株式給付規程に基づき信託財産である当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭を受益者に給付すること
委託者	当社 (平成30年5月31日に、承継前本信託の委託者の地位を株式会社AOI Pro.より承継予定)
受託者	みずほ信託銀行株式会社 みずほ信託銀行株式会社は、資産管理サービス信託銀行株式会社と包括信託契約を締結しており、資産管理サービス信託銀行株式会社は再信託受託者です。
受益者	対象取締役を退任した者のうち、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
信託管理人	当社と利害関係のない第三者を選定 本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

本信託契約の締結日 平成27年9月1日

(平成30年5月31日に、承継前本信託に係る信託契約を変更予定)

金銭を信託する日 平成30年5月31日(予定)

本信託の期間 平成30年5月31日(予定)から信託が終了するまで

(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日までの1か月間(平成30年4月16日から平成30年5月14日まで)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値平均である1,606円(円未満切捨)といたしました。

取締役会決議日の直前営業日までの1か月間の終値平均を基準としたのは、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。また、算定期間を直近1か月としたのは、直近3か月、直近6か月と比較して、直近のマーケットプライスに最も近い一定期間を採用することが合理的であると判断したためです。

なお処分価額1,606円については、取締役会決議日の直前営業日の終値1,581円に対して101.58%を乗じた額であり、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近3か月間の終値平均1,452円(円未満切捨)に対し110.61%を乗じた額であり、あるいは同直近6か月間の終値平均1,379円(円未満切捨)に対して116.46%を乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえず、合理的なものと判断しております。

なお、上記処分価額につきましては、監査等委員会が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、① 希薄化率が 25%未満であること、② 支配株主の異動を伴うものではないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以 上